

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位: 百万円)

団体名 小国町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,368	2,453	208	4,029

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,934	5,568	365	351	118	6,885	基金から118百万円繰入
一般会計等	5,934	5,568	365	351		6,885	基金から118百万円繰入

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	99	75	25	398	1	24	0	法適用
工業水道事業会計	63	61	2	56	60	405	397	法適用
病院事業会計	932	997	△ 65	1,230	200	1,387	994	法適用
老人保健施設事業会計	281	285	△ 4	248	37	678	91	法適用
簡易水道事業特別会計	41	15	25	25	9	155	112	
下水道事業特別会計	407	405	2	2	136	2,719	2,482	
国民健康保険事業会計	1,005	951	54	54	62	—	—	
介護保険事業会計	863	840	23	23	115	—	—	
老人保健特別会計	1,079	1,096	△ 17	△ 17	83	—	—	
訪問看護特別会計	108	58	50	50	—	—	—	
公営企業会計等 計				2,069		5,368	4,076	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額 / 不足額 (実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数 (△～) で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
山形県消防補償等組合	1,139	1,130	9	9	9	—	—	
山形県自治会館管理組合	200	154	46	46	—	—	—	
山形県市町村職員退職手当組合	11,572	11,250	321	321	1,440	—	—	
山形県市町村交通災害共済組合	69	40	29	29	—	—	—	
置賜広域行政事務組合	4,290	4,234	56	56	12	6,543	144	
西置賜行政組合	1,373	1,365	8	8	—	1,032	107	
山形県後期高齢者医療広域連合	1,067	874	193	193	—	—	—	
一部事務組合等 計				662		7,575	251	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
小国町土地開発公社	△ 2	277	5	—	—	175	—	—	
小国いきいき街づくり公社	△ 21	727	610	15	—	—	—	—	
おくに白い森	2	49	28	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			643	15	—	175	—	—	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		451	
減債基金		56	
その他充当可能基金		497	
充当可能基金 計		1,004	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	7.42	8.70	1.28	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計		406.7	
連結実質赤字比率		60.08		△ 20.00	△ 40.00	工業水道事業会計		1780.7	
実質公債費比率	17.0	16.5	△ 0.5	25.0	35.0	病院事業会計		155.4	
将来負担比率		135.4		350.0		老人保健施設事業会計		102.0	
財政力指数	0.29	0.29	0.0			簡易水道事業特別会計		225.7	
経常収支比率	92.8	86.0	△ 6.8			下水道事業特別会計		3.5	

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数 (△～) で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である (公営競技は0%)。